

島根労働局発表
令和2年10月1日(木)

島根労働局 労働基準部
担当 監督課長 檜村 竜太
監察監督官 元行 展久
電話：0852-31-1156

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

島根労働局（局長 倉持 清子（くらもち きよこ））では、令和2年11月25日（水）に「過労死等防止対策推進シンポジウム」（島根会場）を開催します。

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）において、過労死等を防止することの重要性について国民の関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

このシンポジウムは、「過労死等防止啓発月間」の取組の一つとして、過労死等を防止することの重要性について、県内の事業場・働く方をはじめとした県民の皆様にも広く周知を図るため毎年実施しており、今年は県央（大田市）において開催します。

過労死等防止対策推進シンポジウム（島根会場）の概要

- 1 日 時：令和2年11月25日（水）13:30～15:30（受付13:00～）
- 2 場 所：島根県立男女共同参画センター あすてらす 大ホール
（大田市大田町イ 236-4）
- 3 主 催：厚生労働省
- 4 後 援：島根県、大田市、川本町、美郷町、邑南町
- 5 協 力：過労死等防止対策推進全国センター、過労死弁護団全国連絡会議、
全国過労死を考える家族の会、連合島根、
自死遺族しまね分かち合いの会・虹、
山陰過労死等を考える家族の会
- 6 主な内容：(1) 基調講演「職場のパワーハラスメントについて」
おごし てるゆき
生越 照幸 氏（島根県大田市出身）
(2) 事例報告 ※詳細は別添リーフレット参照

【シンポジウムの参加申込について】

Webからの申し込みは、下記ホームページをご覧ください。

また、FAXでの申し込みも可能です。

◆<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

◆お問い合わせ先：株式会社プロセスユニーク（シンポジウム開催事業者）

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって
多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な
社会問題となっています。

本シンポジウムでは、有識者・体験者の方にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、
防止対策について探ります。

過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることの
できる社会へ



基調講演

「職場のパワーハラスメントについて」



大阪弁護士会所属、
弁護士法人ライフパートナー法律事務所
おごし てるゆき
生越 照幸 氏（島根県大田市出身）

日時

2020年11月25日(水)

13:30~15:30 (受付13:00~)

会場

島根県立男女共同参画センター
あすてらす 大ホール
(島根県大田市大田町大田イ236-4)

参加
無料

事前申込

新型コロナウイルス感染症の影響により、
参加者数を制限するなど、規模を縮小して
実施する場合があります。
参加には、事前申込みが必要です。
詳細は、ホームページにてお知らせいたします。

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

主催：厚生労働省 後援：島根県、大田市、川本町、美郷町、邑南町
協力：過労死等防止対策推進全国センター、過労死弁護団全国連絡会議、全国過労死を考える家族の会、
連合島根、自死遺族しまね分かち合いの会・虹、山陰過労死等を考える家族の会



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

